



妻の名義にすれば 大丈夫？

弁護士 鈴木 大輔

Aさんは、収入の割に支出が多く、カードローンやキャッシングなどの多くの支払いに追われています。預金もほとんどありません。Aさんの財産と言えば、ほぼ妻と二人暮らしをしているマンションだけという状況です。Aさんの妻「今日も〇〇金融から督促状が来てるわよ」Aさん「先月頃から返済してないんだ。今カネ無いし」Aさんの妻「ちょっとー。マンションの差押えとか競売とか、そんなことになったらどうするの？ やっと住宅ローンだけは払い終わったのに」

Aさん「大丈夫さ。その辺はな、ちゃんと考えてある。マンションは、今は俺の名義だけど、お前に所有権を移しちゃえばいいのさ。そうすれば、金融機関も手を出せなくなるよ。だいいち、自分の財産を贈与しようが何しようが、俺の勝手さ」

後日、Aさんは、マンションを妻に贈与することにし、登記簿上も所有権は妻名義となりました。Aさんは、とりあえず、当面は借金の返済ができなくともマンションを失うことはなくなったと思いき、ほっと胸をなでおろしました。

でも、本当に安心でしょうか？

◆—解説

1. 金銭の貸主（金融機関などの債権者）は、当然、借主（債務者）に対し、返済を求める法的権利を有しています。債務者が返済をしない場合、典型的な流れとしては、債権者が債務者に対し民事裁判を起し、その判決に基づいて債務者の財産に強制執行をすることになります。具体的には、債務者の預貯金の差押えや、不動産の差押え・競売、給与債権の差押えなどを裁判所に申立てます。もっとも、これらの強制執行は債務者自身の財産が対象となるのであって、他人の財産に対して行うことはできません。

したがって、先の例で言えば、マンションがAさんの妻の所有名義となっている以上、強制執行はされないということになりそうです。

2. しかし、これでは債権者としてはたまったものではありません。そこで、民法には「^{さがい}詐害行為取消権」という制度があるのです。

民法424条第1項 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。（第2項以下略）

要件は、①詐害行為の存在（その行為によって財産が減少し、債権者の債権回収ができなくなること）、②債務者の詐害意思（詐害行為になることを知っていること）、③受益者の悪意（例えば、贈与を受けた者などもそれを知っていること）です。

①Aさんはほぼ唯一の財産であるマンションを妻に贈与してしまっており、債権者の債権回収を不可能にさせていますので、詐害行為に該当します。

②また、Aさんはこのような状況であることを百も承知で贈与を行っているのですから、詐害意思も認められます。

③さらに、贈与を受けた妻も、このような状況を知っていた可能性は極めて高いはず（上記の会話からも明らかですね）。

ほどなくして、Aさんの妻は、Aさんの債権者から裁判（詐害行為取消訴訟）を起され、マンションの贈与は取消しという内容の判決が下されました。マンションは、妻からAさんの所有名義に戻されて、その後債権者から差し押さえられ、競売にかけられてしまいました。

結局、Aさんの目論見は上手くいかなかったというわけですが、このような言わば財産隠しのような行為にも、法律は制度を設けて対処しているということですね。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき・だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ、盆栽。

所属：東京リベルテ法律事務所